

諫早市内小・中学校保護者の皆様へ

## 学校給食における食物アレルギー対応について

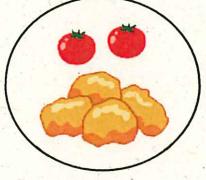
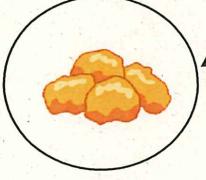
諫早市では、学校給食における食物アレルギー対応について、お子様が安心して給食を食べることができるよう、国の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、対応内容を以下のとおりとしております。

つきましては、対応内容をご確認の上、別紙の「食物アレルギー調査票」を記入後、**9月20日（水）までに**学校へご提出くださいますようお願いいたします。

### 1 学校給食における主な対応方法

学校給食における対応には、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度やアレルゲンの種類）や学校及び各学校給食センターの状況により、次のア～オの対応があります。

**食物アレルギー対応が令和6年4月より一部変更になります**

| 対応等                   | 内容  |
|-----------------------|---|
| ア.献立に関する情報提供          | 毎月、家庭へ配布する献立表の2次元コードを読み取ると、料理ごとに材料、分量、アレルゲン情報が表示されます。 <b>(令和6年4月～)</b>  |
| イ.配膳しない               | アレルゲンを含む料理は、配膳しない。  |
| 例 「トマト」※アレルゲンがトマトの場合  |   |
|                       |  →  <div>トマトは、配膳しない対応となります。<br/>(りんごやみかんなども同様です。)</div> |
| ウ.弁当対応<br>(一部または毎日)   | アレルゲンを含む料理の代わりに、一部弁当を持ってくるか、食物アレルギー対応が困難な場合、毎日家庭から弁当を持参する。<br><b>※安全確保の為、料理の中から、アレルゲン食品を取り除いて食べることは不可。(令和6年4月～)</b>   |
| 例 「ちゃんぽん」※アレルゲンがエビの場合 |   |
|                       |  <div>エビを取り除いて食べる<br/><b>不可</b></div> <div>安全性を考慮し、料理の中からアレルゲン食品を自分で取り除いて食べることはできません。<br/>この場合、ちゃんぽんは配膳せず、必要に応じて家庭から一部弁当持参の対応となります。</div>  |
| エ.牛乳・パンの中止            | アレルギー等により牛乳、パンの提供を中止する。   |
| オ.代替食の提供              | アレルゲン8品目（卵、乳、エビ、カニ、イカ、タコ、木の実類、魚類）に対して、除去対応および代わりの料理を提供する。<br>※8品目のうち、卵、乳、魚製品は摂取可能な段階に合わせた料理を提供する。   |

※ **そばとピーナッツ、くるみは、本市の学校給食では提供しません。**

(調理で使用する卵は、完全に加熱調理されていますが、個包装の1食マヨネーズは、生卵と同等のアレルゲンが含まれています。)

※ 原材料の製造工程、調理場での揚げ物調理での油の使い回し及びしらす等の捕獲方法などによりアレルゲンの微量混入（コンタミネーション）の可能性があります。極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合は、安全な給食提供は困難である為、弁当持参となります。

## 2 食物アレルギー代替食提供実施基準

学校給食での食物アレルギー代替食実施基準は、以下全ての内容を満たすこととします。

- ① 医師の診察や検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② アレルゲンが特定されており、医師からもアレルゲンの除去を指示されていること。
- ③ 家庭においても、アレルゲンの除去を行っていること。
- ④ 主食については、対応しないこととする。
- ⑤ 主食以外の給食調理での食物アレルギー対応食品は、原則として、卵、乳、エビ、カニ、イカ、タコ、木の実類、魚類とする。  
※魚のダシ、エキスについてはアレルギー代替食対象外とする。  
(ただし、特別な材料・調理が必要な場合や給食センターの受け入れ状況によっては、代替食が提供できない場合もある。そのため、保護者と給食センターとの十分な打ち合わせのうえ対応内容を決定することとする。)
- ⑥ 給食調理での対応が困難な児童・生徒については、配膳しない、必要に応じて弁当を持参するなど給食調理以外の方法で対応することとする。

## 3 学校生活管理指導表の提出

学校生活管理指導表とは、学校の生活においてアレルギー疾患について特別な配慮や管理が必要な児童生徒について正しい診断に基づいて医師が作成するものです。

下記の①～④に該当する児童生徒は、学校生活管理指導表の提出が必要になり、後日指定の書類を配付します。

※ 乳糖不耐症など食物アレルギー以外の理由により、飲用牛乳等を中止する場合は医療機関が発行する診断書（3年間有効）の提出が必要です。

学校生活管理指導表の提出対象者 (原則として年度ごとに提出が必要です。)

- ① エピペンが処方されている場合
- ② 給食を全部中止する場合
- ③ 食物アレルギーにより、飲用牛乳やパンを中止する場合  
(この場合、学校生活管理指導表は3年間有効です。)
- ④ 代替食提供を希望する場合



学校給食における食物アレルギー対応は、安全に給食提供が行える範囲内の実施となりますので、全てのご要望に添えない場合もあることをご了承ください。

## 問い合わせ先

諫早市教育委員会 教育総務課 (0957-22-1500)